

商工建設常任委員会資料

令和5年11月2日
県土整備部

目 次

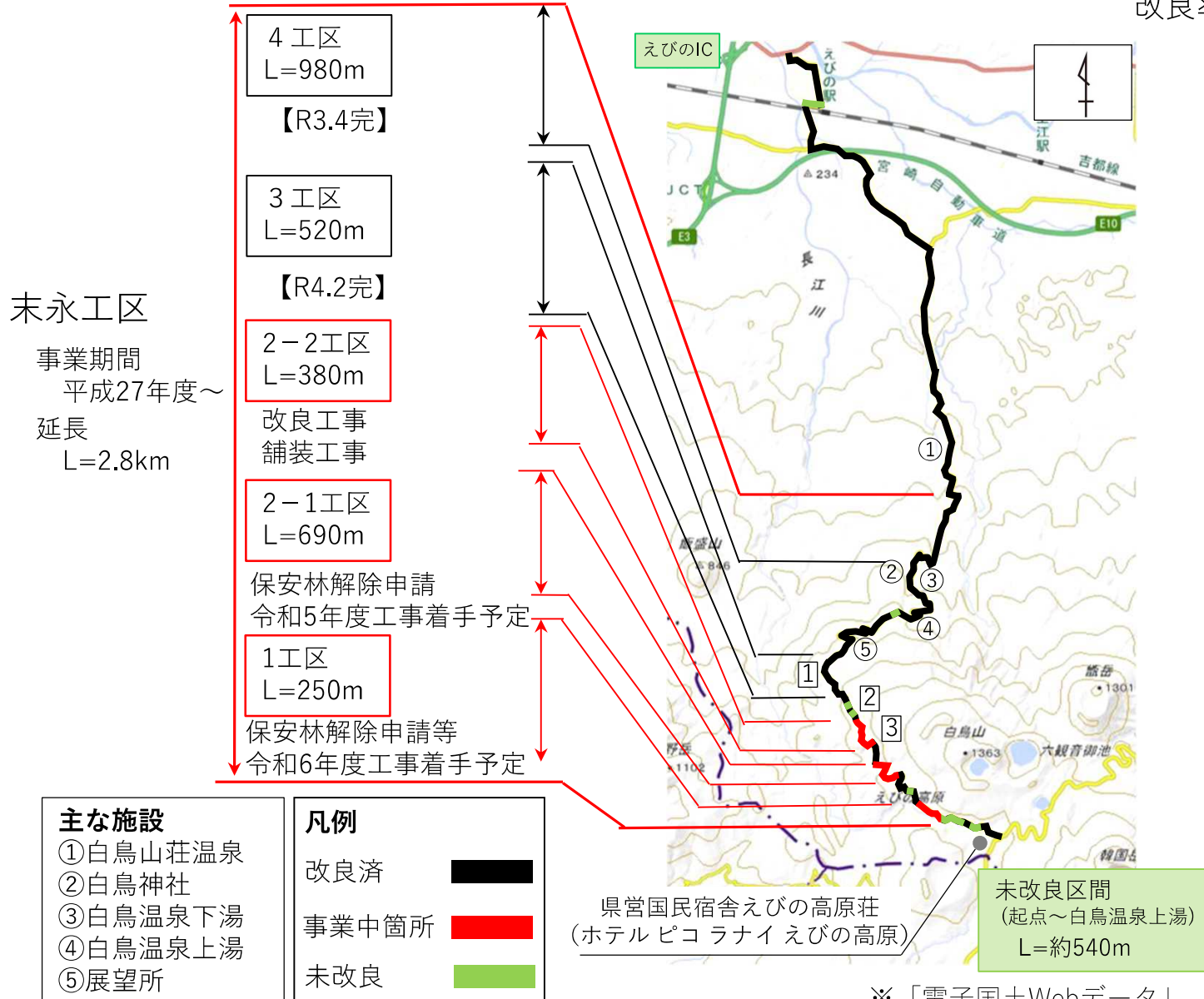
その他報告事項

えびの高原へのアクセスルートについて・・・・・・・・・・・・・・・・	3
（1）県道30号 えびの高原小田線の整備状況について・・・・・・・・	4
（2）県道1号 小林えびの高原牧園線の道路規制について・・・・・・・・	5

(1) 県道30号 えびの高原小田線の整備状況について

道路建設課

改良率 80.6% (令和4年4月1日現在)



※「電子国土Webデータ」(国土地理院)をもとに道路建設課作成

(2) 県道1号 小林えびの高原牧園線の道路規制について

道路保全課

① 最近の経緯

- ・ R4.11.26 暫定的に交通解放開始（土日9時～17時 屋根付き自動車のみ通行可）
- ・ R5. 6. 3 火山ガス濃度が基準値超過により暫定交通解放中止（全日通行止め）
- ・ R5. 7. 7 硫黄山噴火警戒レベル1から2に引き上げ（火口から概ね1km以内の立入規制）

② 道路規制基準（火山ガス濃度） ※霧島山火山防災協議会で決定した基準

- 硫化水素（ H_2S ）：20ppm以上
- 二酸化硫黄（ SO_2 ）：5ppm以上

【規制開始基準（自動測定）】

- ・ 瞬間値で1時間に10回以上基準値以上を測定した場合 または、
- ・ 基準値以上の濃度が10分以上継続した場合

【規制解除基準（自動測定）】

- ・ 48時間連続して基準値を下回った場合

③ 今後の方針

- 土日昼間の交通解放について
噴火警戒レベルが2から1に引き下がり、かつ、火山ガス濃度が基準値未満であれば土日昼間の交通解放を再開する予定
- 土日昼間以外の交通解放について
観光面をはじめ地域経済への影響が大きいことは十分承知しているところであるが、道路利用者の安全が第一であるため、引き続き、火山活動の状況を注視し、有識者の意見も踏まえながら、慎重に検討していく。

(2) 県道1号 小林えびの高原牧園線の道路規制について

道路保全課

